

平成21年10月6日
警 察 庁

規制改革会議ヒアリング資料

目 次

(資料1)

「時間制限駐車区間規制の見直しの推進について（平成20年10月22日付、事務連絡）」

(資料2)

「パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置基数等の年度別推移（過去10年分）」

(資料3)

「平成20年10月以降に新たに整備したパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備」

(資料4)

「高齢運転者等専用駐車区間制度」

(資料5)

「高齢運転者等専用駐車区間の設置イメージ」

1 年 未 満 文 書 (平成21年9月30日まで)

各管区警察局長(総務監察・広域調整)部広域調整第二課長
警視庁交通部駐車対策課長 殿
各道府県警察本部交通部長

事 務 連 絡
平成 20 年 10 月 22 日
警察庁交通局交通規制課理事官

時間制限駐車区間規制の見直しの推進について

時間制限駐車区間規制については、「きめ細かな駐車規制の実施について」(平成16年1月15日付け警察庁丙規発第1号、警察庁丙交指発第3号)及び「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて」(平成19年2月6日付け警察庁丙規発第5号、警察庁丙交指発第5号)により、見直しが推進されているところであるが、本年3月25日、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(別添参照)が閣議決定され、その中に、措置事項として、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の整備等が盛り込まれたところである。

各都道府県警察にあつては、同計画の改定を踏まえ、下記の事項に留意の上、引き続き時間制限駐車区間規制の見直しを推進されたい。

記

1 パーキング・メーター等の整備

路上における短時間の駐車需要が高いと認められる道路の部分(路外駐車場が設置されていてもなお当該需要が高いと認められる道路の部分を含む。)について、当該部分における駐車秩序を確保する必要があるときは、時間制限駐車区間規制を実施し、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の整備に努めること。

2 きめ細かな駐車時間の設定

時間制限駐車区間規制は、路上駐車が道路交通に及ぼす影響が相対的に少ない道路の区間について、駐車を可能としつつも、同一の車両が引き続き駐車することを制限することにより駐車回転率を高め、その付近における必要な駐車需要に応じることができるようにするために実施するものであることから、駐車需要に応じて、よりきめ細かな駐車時間の設定に努めること。

(抄)

規制改革推進のための3か年計画（改定）

平成20年3月25日

閣議決定

Ⅲ 措置事項

17 運輸関係

ア 自動車交通等

事項名	措置内容	当初計画等 との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑪パーキング ・メーター又はパーキング ・チケット発給設備の整備 等 (警察庁)	路上における短時間駐車的需求が高いと認められる道路の部分について、当該部分における駐車秩序を確保する必要があるときは、時間制限駐車区間規制を実施して、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備を整備するとともに、よりきめ細かな駐車時間の設定に努めるよう、都道府県公安委員会に促す。	重点・運輸（2）	平成20年中措置		